

理由要旨（上告理由）

上告人の上告理由の要旨は、以下の通りである。

- 1 原判決は「控訴人菊地の憲法上保障された権利が種子法廃止法によって侵害されたと認めることができず、種子法廃止法が違憲無効とは言えないこと、種子法廃止法に係る立法目的が国賠法 1 条 1 項の規定の適用上違法との評価を受けるものでないことは、引用に係る原判決の説示する通りである」（7 頁）として上告人らの請求を退けた。

しかし、この判断は、食料への権利の具体的な内容を認定しなかったことで、上告人菊地の食料の権利に基づいて憲法上保障された権利が憲法の条文ごとに分断して検討されることにより認められなかったこと、および、その認定がなされなければ立法裁量の統制をどのように行うかも認定ができないということから、憲法の解釈に誤りがある。

- 2 まず、原判決は主要農作物種子法（種子法）が「個々の国民に対して食糧増産等に係る権利」を具体化するものでないと判断しているが、食料への権利が、国の責務および国民の権利としていかなる内容を有するものであるかを特定してないうえ、その内容を矮小化して判断しているものであり、原判決には憲法の解釈に重大な誤りがある。

（1）食料への権利は、誰でも、いつでも、どこに住んでいても、人が生まれながらに持っている最も基本的な権利の一つであり、人が心も体も健康で生きていくために必要な食料を自らの手で得られる権利である。国連での一般的意見第 12 号では適切な食料への権利内容は「利用可能性」、「アクセス可能性」、「持続可能性」「適切さ」の 4 つに整理されている。

(2) 食料への権利は、日本国憲法において生存権として捉えられる。もっとも、国民の生存権の一内容ではあるが、社会権としての古典的生存権とは大きく意味内容を異にしている。

人間の尊厳に値する生活を営む上で十分な衣食住が確保されるべきことは憲法で定めるまでもなく当然の人権であり、憲法25条は衣食住についての十分な生活水準の保持を保障しているものとして解釈されなければならない。加えて、すでに述べたように、国際法規範において食料への権利の内容は、古典的生存権（国家による自由としての側面）の範囲にとどまるものでなく、あらゆる自由権を基礎づけるものとして把握されるようになった。古典的な生存権解釈では食料への権利のこのような側面をとらえきることができず、その解釈自体に限界が生じており、自然権的生存権として解釈されなければならない。

そして、現行法の解釈としては、アプリアリの権利としては憲法18条の人身の自由に相当する内容を有するものと理解することができ、十分な食料へのアクセスが保障されることが国民の自律的な生の前提をなすという意味では憲法13条に、それが健康で文化的な必要最低限度の生活保障をも構成するという意味では憲法25条に体现されるもので、複数の憲法の条項によって総合的に根拠づけられる。

(3) わが国では食料への権利が種子法で具体化されている。

種子法は戦後の食糧難を克服し、食糧増産を達成すべく、食の源である種の生産・普及体制を整備したのが種子法である。

種子法が、農業者が自由に天然資源である種子を使って安全安心な農産物を栽培することやその農産物を消費者が購入して消費することを保障しているのは、「適切な食料への権利」の一内容である食料の「利用可能性」を保障して、もって、国民の「アクセス可能性」を保障することを目的としている。

平成11年、食と農の基本を定めた食料・農業・農村基本法が制定され、食料の安定供給の確保が明記された。

この基本法の制定により、その理念や基本となる施策の実現のため、食糧増産を目的とされていた種子法において、国民が将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に手に入れられるようにすることが目的として付加された。

原判決は種子法で「個々の国民の食糧増産等への請求権」が具体化されていないとしたが、憲法の解釈に置いて誤りがある。

- 3 立法裁量について。違憲審査基準は、基本的には、なにかしらの公共の福祉を目的として、ある基本権を侵害する内容の立法について、その基本権侵害の違憲審査がなされるというものであるが、本件は、そうした内容の立法を廃止する法律の違憲審査が争われる事案である。このように種子法廃止法の違憲審査については、先例がないため、貴裁判体にて、当該事案についての独自の違憲審査基準論を立てたうえで、原判決の誤りを修正されることが期待される。

本件において、種子法廃止法について立法事実がなかったことは原審段階で明らかとなっている。立法時に、種子法廃止により食料への権利の保障が失われるかどうかの審査がなされたのかどうか、必要な審議が尽くされずに判断がなされており、原判決には憲法の解釈について誤りがある。

- 4 国家賠償請求について。

種子法廃止法の制定にあたっては、国会が立法府の裁量を尊重すべき前提を欠いている。

具体的には、種子法廃止法の立法事実の裏付けを欠いていること、にもかかわらず短時間の審議で法律を成立させた実態等から、立法行為に対する国家賠償を認めるべき事案である。

種子法の廃止後、民間品種の代表格である「みつひかり」の不正問題が発覚した。また米の供給不足が大きな社会問題として発生した。ゆえに種子法廃止法制定過程の立法行為において大いなる不備があり、国家賠償は認められるべき事案である。

以上